

# 賃金控除に関する協定書

株式会社高山コンサルティングと従業員代表 高山 次郎 は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

## 記

1. 株式会社高山コンサルティングは、毎月 25 日、賃金支払いの際次に掲げるものを控除して支払うことができる。

- 社宅家賃
- 親睦会費
- 食事代
- 社内商品購入代金

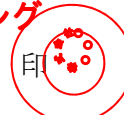
2. この協定は 平成 30 年 4 月 1 日から有効とする。

3. この協定は、何れかの当事者が ○○ 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

平成 30 年 3 月 1 日

使用者職氏名

株式会社高山コンサルティング  
代表取締役 高山太郎



従業員代表

高山次郎

